平成２９年

第２回 農地部会（定例会）議案

平成２９年２月７日

前橋市農業委員会

平成２９年　第2回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２９年２月７日　　午後１時５９分
・閉会日時　　平成２９年２月７日　　午後２時５３分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

１番　澁澤　聖一	２番　小泉　俊夫	３番　坂庭　常男	５番　信澤　綱四郎
７番　星野　好孝	８番　江原　弘	９番　窪田　桂	１０番　星野　和幸
１１番　深町　冨士雄	１３番　関根　由彦	１４番　石倉　忠夫	１５番　小林　秀明
１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美

・欠席委員（3名）
４番　　木村　隆一　　６番　三森　和也　　１２番　浅井　雅彦
・事務局出席者
事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
主任　　有本　紀子　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　関口　喜弘
農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第７号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第８号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（４条）
（３）議案第９号　　農地一時転用許可期限延長願いについて（５条）
（４）議案第１０号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（５）議案第１１号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（６）議案第１２号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
・報告事項
（１）第６号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第７号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第８号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第９号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴衆結果について

吉井局長　これより平成２９年第２回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、４番　木村　隆一委員、６番　三森　和也委員、１２番　浅井　雅彦委員の３名であります。従いまして在任委員１９名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第２回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１番　澁澤　聖一委員、１９番　金井　清美委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第７号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１から８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等朗読、説明）
整理番号４番、５番、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号１番から８番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号８番については、現地調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８番委員（１班班長）　現地案内図３条の８をご覧下さい。平成２８年４月、所有農地を適正に利用していると確認できなかったため取下げした案件です、再度申請があったため現地確認の実施となりました。現在、米・野菜の農業を行っていますが、申請地を購入して米と野菜の作付けをし、規模拡大を図りたく申請するものです。
所有農地の適正利用確認・鼻毛石町１筆、柏倉町３筆、以前は両農地とも資材置場的な利用をされていた様でありますが、現在は整地され小石等がかなり散見されておりますがロータリー耕転されています、作付けはされていませんでした。資材等も置かれておりませんでした。調査班としては、農地復元が認められましたので許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問等をお願いします。

１６番委員　整理番号７番、申請面積と耕作面積の確認。

冨澤主任　表示単位の説明。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。

１７番委員　整理番号４番、５番、借人法人の説明を求めます。

５番委員　借人の説明・主業種他に農産部ができた経緯、現在の状況の説明。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第７号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。

	次に、議案第８号・農地法の規定による許可後の計画変更申請４条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、変更内容、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇(意見、質問等なし)
議　長	意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第８号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・４条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第９号・農地一時転用許可期限延長願い５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、地目、面積、契約内容、申請理由、延長期間を朗読、説明）
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇(意見、質問等なし)
議　長	意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙　手)
議　長	全員賛成でありますので、議案第９号・農地一時転用許可期限延長願い５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
	次に議案第１０号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から１０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
有本主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）
	なお、整理番１番から１０番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	なお、整理番号８番、９番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１８番委員 （１班班長）	現地案内図４条の８・９をご覧下さい。市役所富士見支所から西に約2ｋｍに位置し、周囲は農地と宅地が点在する農用地区域内。申請理由・申請地は接道する東側道路より数メートル低く耕作に支障があるため。周辺農地は、東側は宅地と一部市道に隣接し、北側・西側・南側は農地に囲まれた窪地の１種農地で、用排水施設はありません。現況は、冬場のため一部のみ作付けされ、管理もされておりました。面接には、申請者、代理人、工事業者の計３名が来られました。申請地は窪地のため、以前より埋め立てて耕作しやすくしたいと思っていたところ、隣地等の了解が得られ、かつ搬入業者及び搬入土が見つかったため申請するものです。搬入する土については分析をした土で問題は無いとのことでしたが、一部神奈川県川崎市から搬入する予定でしたので、市内の土に変更してもらうことで了解が得られました。申請地は、窪地で傾斜が有り特に雨水対策が重要と思われるが、現況とかわらないように整地等をしたいとのことでした。申請地への進入路は、申請地西側の隣接地主の了解のもと道路入口より鉄板を敷いて搬入予定で、道路管理課への申請も確認しておきました。農地改良後の作付け計画としては、ネギ、なす等を予定しており最低でも３年６作以上の作付けをするよう確認をしました。調査班としましては、神奈川県の搬入予定土を、市内の搬入土に変更の書類差し替えを前提に許可相当と判断いたしました。

議　長　　書類の差替えは済んでいますか。

齋藤係長　　差替え書類の説明。

議　長　　以上で事務機局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１０番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１０号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から１０番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　　次に、議案第１１号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から１９番までの審議をお願いします。なお、整理番号９番については、申請関係者に石倉委員が該当しますので、石倉委員の退室をお願いします。

議　長　　それでは、始めに整理番号９番について、事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）

なお整理番号９番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号９番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙　手)

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１１号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号９番を許可とすることに決定いたします。

それでは、石倉委員の入室を許可とします。

次に、整理番号１番から８番、整理番号１０番から１９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）

なお整理番号１番から８番、１０番から１６番、１８番、１９番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号７番、８番、１４番、１７番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８番委員（１班班長）　　現地案内図５条の７・８をご覧下さい。申請地は群馬県健康づくり財団から東へ約200mに位置し、周囲は、住宅と農地が混在する集団農地の辺縁部に位置する第1種農地です。申請人は現在、循環器外科の医師をしており、勤務医を退職して自宅近くに診療所を建設したく申請するものです。申請地は、北側と東側に市道があり進入路の問題はありません、隣接して排水溝もありました。現在、作物の作付けはされており管理もされておりました。面接には申請人の妻と代理人の２名が来られました。申請人の妻の父親の土地で賃貸借にて借り入れるものです。申請人の家族５人が医師で、この地区で開業したいとの事でした。雨水処理等は排水溝へ流し、照明の設置予定はないとのことでした。調査班の判断としては、申請地に直接隣接する農地はほとんどなく、近隣農作物に対しての被害等もほとんどないものとみて、許可相当としました。

現地案内図５条の１４をご覧下さい。申請地は前橋市消防局東消防署から北へ約1.1

ｋｍに位置する小集団農地か集団農地の辺縁部に位置する。第１種農地か２種農地の判断に迷う農地です。申請法人は、現在農業として太陽光発電販売事業を行っていて、この度、太陽光発電用地として利用したく申請するものです。申請地は、現在作付けはされていませんが、去年は水稲が作付けされておりました。隣接北側一部農地は２～３ｍの段差があり、隣接雑種地も高さ２～３ｍの擁壁で、東側は神沢川、西側は県道に囲まれております。面接には申請法人の事業主と代理人が来られました。申請地の選定理由としては、当該農地の所有者が高齢で（８０歳）今年の水稲の作付けを断念するとのことで申請地を借り入れることにしました。申請法人はすでに６ヶ所で計１６８ｋｗの発電を行っています。申請地では、２８０ｗのパネル３００枚を設置し発電量８４ｋｗ、売電単価２４円で、年間売上２４０万円を見込んでおり、東電と売電契約済、接続制限はなく、接続負担金は６０～８０万円、施設設置費用の回収は８年を見込んでいます。申請地の造成、整地は行わず、雨水処理は既存の排水を利用する。周囲には一部を除き高さ１．５ｍのフェンスを設置します。周囲には人家はなく、反射光の問題はないと思われます。調査班の判断としては、申請地と一体化している青地1筆を今回の申請には含んでいないが､遊休農地化しないように一体化して利用できるよう後日除外申請をすることをお願いし、北側に隣接する田との境界が、高さ２～３ｍの高低差で分断される第２種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の１７をご覧下さい。申請地はサンデン㈱赤城事業所から南東へ約300ｍに位置し農地と宅地に囲まれた小集団農地か集団農地の辺縁部に位置する第１種農地か２種農地か判断に迷う農地です。申請人は邑楽郡邑楽町に、2,500台の廃車を５ヶ所（約18,000㎡）で所有し、車の解体及び部品販売をしているが、事業拡大で各地の拠点を作りたく、前橋・渋川地区に進出を考え申請するものです。申請地の北側約4/5は豚舎の跡地で、一部に朽ちて使用不能な豚舎があり、他は桑の木が大木となっている荒廃農地で、南側約1/5と東側隣接地には牧草が作付けされ、排水施設はなく、西側は農道、南側は市道です。隣接する農地は約１１ｈａ以上あるため集団農地の１種農地と思われます。面接には、申請法人の事業主と代理人、友人の３名が来られました。申請地には、近隣に申請法人の所有する廃車置場がなく、本社までの距離が遠距離なため、一時保管場所として適地で、傾斜地のため見通しが良いので盗難除けにもなるとのことでした。土地造成、整地は行わず、豚舎は解体し桑の木は伐採、雨水処理は南東の一角に素掘りの調整池を作る。廃油等は解体を行わないため流失の心配はない。外灯は内向きに付け、フェンスはいずれ設置をする予定です。調査班としては隣接する農地が１１ｈａ以上あり、一種農地にあたるため不許可と判断いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　　整理番号７番、８番、専門の科は何になりますか。

高山副主幹　　循環器科になります。

議　長　　整理番号１４番・１７番、班でも農地判定迷いましたが、現地調査の結果でよろしいでしょか。

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１７番を不許可とし、整理番号１番から８番、整理番号１０番から１６番、整理番号１８番、１９番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１１号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１７番を不許可とし、整理番号１番から８番、整理番号１０番から

１６番、整理番号１８番、１９番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第１２号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　◇（議案書、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第１２号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

全員賛成でありますので、議案第１２号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、１７ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第６号から第９号までとなっております。

第６号から第８号の報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	４件
○法第５条の届出書の受理状況	２９件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１８件

報告事項第９号は、１月部会において許可とした法第４条・第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

議　長　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後２時５３分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年２月７日

議　長

署名人

署名人